

JOC スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

原則	審査項目	審査項目	自己説明	証憑書類
[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	1	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>(1) 及び (2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期計画として、「JOC Vision 2064」を策定し、2021年8月18日に発表するとともに、ホームページに公表している。「JOC Vision 2064」では、1964年の第18回オリンピック競技大会（東京）から100年となる2064年を目途に、未来に社会を動かす中心にいる東京2020大会を観戦した子どもたちをターゲットにした。 ・2021年に長期計画である「JOC Vision 2064」を策定・公表したのち、これを実現するための中期計画に関し、事務局において各施策テーマを掲げて検討した上で、2021年9月及び11月に理事会でも協議検討を行った。そして、2022年1月に、中期計画（2022年－2024年）を策定し、ホームページでも公表している。なお、2023年1月の理事会では、中期計画に沿った国際戦略の基本方針を報告し、実践している。 ・策定した中期計画（2022年－2024年）が形式的なものとならないよう、その進捗状況などの現状分析を行った上で、理事会（2023年6月）に報告した。なお、パリ2024オリンピック終了後には、一般ステークホルダー向けのアンケート調査を実施し、オリンピズムの浸透その他の中期計画達成状況の確認も行った。 <p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「JOC Vision 2064」の策定について、事務局職員で構成された横断的なプロジェクト・チームで原案を策定し、事務局会議、理事会等で幅広く意見を募り作業を実施した。中期計画の策定について、各部署、各専門委員会、専門部会で検討、理事会でも意見を募り作業を取り進めた。また、2025年以降の中期計画についても同様に策定予定であるが、パリ2024オリンピック終了後に実施したアンケート調査の結果も、2025年以降の中期計画の策定に生かしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ JOC Vision 2064 ・ JOC中期計画2022-2024
	2	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>(1) 及び (2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「JOC Vision 2064」における、「JOC組織力・基盤強化」の項目に記載し、公表している。また、当該計画をより具体化した人事計画につき、2024年度に現状把握、2025年度に計画策定を行う予定であり、当該具体版の人事計画の公表の範囲は今後検討する。 ・人事制度については、2022年よりコンサルティング会社と幹部役職員にて、人事制度の改革を検討し、2024年度より運用を開始した。また、2018年度より実施していなかった新規職員の採用を2023年度より再開した。現在、人材研修の在り方及び現状の件費や人事配置を整理しており、これらも今後策定する人事計画に盛り込む予定である。 <p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「JOC Vision 2064」における「JOC組織力・基盤強化」の項目を検討する際に、役職員に意見聴取の場を設定した。より具体的な人事計画については構成員（コンサルティング会社と幹部役職員）で検討した内容を職員に説明している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ JOC中期計画2022-2024
	3	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>(1) 事業計画、収支予算を毎年3月の理事会で承認している。会計処理規程に基づき計画を策定している。</p> <p>(2) 事業計画、収支予算について、2004年度よりHPに公表している。</p> <p>(3) 専門家と検討し、収益事業会計として計上しているマーケティング事業に関して、公益目的事業に資する事業であるため、公益事業に変更すること、また、その他事業としているNF総合支援センター事業を公益事業へ変更すること、さらに、現在3つに分かれている公益事業と収益事業、その他事業をすべてひとつの公益事業とすること、について内閣府公益認定等委員会に変更申請手続きを行うこととした。内閣府公益認定等委員会へ提出する申請書類は理事会に諮る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務方針 ・ 2024年事業計画 ・ 2024年事業予算 ・ 会計処理規程 ・ 資金運用規則 ・ 特定費用準備金等取扱規程

JOC スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

原則	審査項目	審査項目	自己説明	証憑書類
<p>[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。</p>	4	<p>(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること</p>	<p>(1) ・外部理事の目標割合について、役員候補者選考方法等に関する規程に「外部理事の割合が25%となることを目標とする」と規定している（第8条第7号）。 ・外部理事の割合を向上・維持するための方策として、同規程に、理事候補者に求められる資質（団体運営、強化育成、アスリート経験、オリンピズム、スポーツ政策、スポーツ界、医科学、コンプライアンス・ガバナンス、財務・法務・広報、中長期施策のいずれかに精通する人材であること）を具体的に明記することにより（第4条1号各号）、競技出身者に限らず、多様な人材が理事に就任できる仕組みとしている。 ・令和5年6月の役員改選により、外部理事の割合は33%となっている。</p> <p>(2) ・女性理事の目標割合について、役員候補者選考方法等に関する規程に「女性理事の割合が40%となることを目標とする」と規定している（第8条第2号）。 ・女性理事の割合を向上・維持するための方策として、同規程にNF推薦の役員候補者を2名推薦する場合には少なくとも1名は女性とすること（第6条第3項ただし書）、役員候補者を選考するにあたっては多様性を考慮すること（第8条第5号）を明記し、女性40%以上を確保する方策を講じている。 ・令和5年6月の役員改選により、女性理事の割合は40%となっている。</p>	<p>・役員候補者選考方法等に関する規程 ・役員名簿（女性割合、外部理事割合を記載する）</p>
	5	<p>(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること</p>	<p>(1) 外部評議員の目標割合について、評議員選定委員会運営細則に「外部評議員の割合が25%となることを目標とする」と規定している（第5条第4号）。 ・外部評議員の割合を向上・維持するための方策として、外部理事と同様、組織運営に必要な知見（法務、会計、ビジネス等）を有する人材を外部評議員とする仕組みを作り、運用している。 ・令和5年6月の改選により、外部評議員の割合は31.7%となっている（8.2%から大幅に増加）。</p> <p>(2) ・女性評議員の目標割合について、評議員選定委員会運営細則に「女性評議員の割合が40%となることを目標とする」と規定している（第5条第2号）。 ・女性評議員の割合を向上・維持するための方策として、各NFに対して、推薦依頼状や専務理事等会議において、ガバナンスコードの遵守及び積極的に女性を推薦いただけるよう本会の趣旨を伝えるという取り組みを行った。その結果、令和5年6月の改選により、女性評議員割合は、3.3%から30.2%と大幅に増加し、目標割合を達成した。</p>	<p>・評議員名簿（女性割合、外部理事割合を記載する） ・評議員選定委員会運営細則</p>
	6	<p>(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること</p>	<p>(1) アスリート委員会を設置し、年1回以上開催している。 (2) ・本会では、アスリート委員会の構成について適切な人選が行われるように、アスリート委員をオリンピックによる選挙で選出している。 ・2024年7月16日理事会において、より多くのオリンピックが選挙に対する興味を持ち、立候補してもらうこと及び投票してもらうための投票方法について協議し、平等性を担保することの重要性が確認された。その結果として、以下2点に関してアスリート委員会規程及びアスリート委員会選出委員選挙規則を改訂し、競技間及び夏季・冬季の平等性を担保した形で、アスリート委員選出選挙が実施されるようになった。 ①競技間の平等性(異なる2つの競技から各1名の候補者計2名を指定する1人2票制への改訂) ②夏季・冬季の平等性(同一競技からの当選人数を同数とする)の確保 (3) アスリート委員会における審議事項に関して、「理事会に意見具申するとともに理事会の諮問に応じる」と規定し、アスリート委員会から理事会に対する意見具申の機会を確保している（アスリート委員会規程第3条）。また、アスリート委員会の代表者及び委員（男女1名ずつ）が必ず理事に選任されるようにしており、当該理事が理事会にアスリートの意見を反映できるような仕組みにしている（役員候補者選考方法等に関する規程第3条第3号）。</p>	<p>・アスリート委員会規程 ・アスリート委員会選出委員選挙選挙規則 ・令和5,6年度 JOCアスリート委員会名簿 ・過去4年分のアスリート委員会の議事録</p>

JOC スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

原則	審査項目	審査項目	自己説明	証憑書類
<p>[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。</p>	7	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統括団体としての役割と多様性の確保の両面より検討した結果、定款第20条に規定する理事25名以上30名以内、監事3名以内が適切と判断した。 ・理事会の実効性の確保に関し、理事会は年8回実施し、出席率8割は確保している。前年12月には来年度会議日程案を提示し、各役員のスケジュールを確保するとともにハイブリッドでの会議運営を行っている。また、理事会での議論を活発にするために事前の資料共有をするとともに非公開での会議実施としている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・令和5年,6年度業務執行理事分担 ・常務理事会規程 ・理事職務権限規程 ・役員名簿 ・令和5年度理事会議事要旨
	8	<p>(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること</p> <p>①理事の就任時の年齢に制限を設けること</p>	<p>(1) 役員候補者選考方法等に関する規程第3条第4号にて「役員は選任時において、その年齢が70歳未満でなければならない」と定めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・役員候補者選考方法に関する規程（前出）
	9	<p>(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること</p> <p>②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること</p>	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員候補者選考方法等に関する規程に「理事の再任は通算5期までとする」と規定している（第3条第5号）。 （2）役員候補者選考方法等に関する規程に「4年の期間を経た後は理事候補者となることができる」と規定している（第3条第5号）。 <p>令和5年6月の役員改選における任期5期、10年を超える理事は2名。</p> <p>山下泰裕会長：「役員候補者選考方法に関する規程」第3条3項該当。日本国籍を有するIOC委員。</p> <p>尾縣貢専務理事：「役員候補者選考方法に関する規程」第3条6項該当。</p> <p>選任理由：選手強化本部で策定した2024年までの中期計画に基づく強化施策を進めており、その中心的な推進者でもあり選手強化本部長である。尾縣氏は中期計画を遂行するため、また、アジア大会やパリ2024大会などの大規模競技大会が控える中、円滑なTEAM JAPAN選手団派遣事業を行うにあたり、外すことはできない人材であるということを役員候補者選考委員会にて確認し選考した。なお、選手強化本部では、次世代を担う若手幹部候補者の育成にも取り組んでおり、尾縣氏の再任については1期2年に限ることとしている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・役員候補者選考方法等に関する規程（前出）
	10	<p>(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、役員候補者選考方法等に関する規程第構成員に有識者を配置している</p>	<p>(1) 役員候補者選考方法等に関する規程第1条、第2条にて委員7名とし、評議員2名、監事1名、名誉委員を含む有識者4名としている。ただし、7名のうち少なくとも2名は女性としている。</p> <p>(2) 上記のとおり委員に有識者を配置している。</p> <p>(3) 上記のとおり委員に理事は含まれていない。</p> <p>・2025年役員改選にあたり、2024年6月11日の理事会で役員候補者選考委員を諮り、承認した。なお、本会役職員の業務に精通している現役員（副会長）が2025年6月をもって退任することから、有識者兼現役員として役員候補者選考委員に就任し、本会諸業務につき役員候補者選考委員に説明し、より密に本会運営を理解しつつ、役員改選を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・役員候補者選考方法等に関する規程（前出） ・役員候補者選定委員会名簿 ・役員候補者選考委員会の議事録 ※内部資料のため非公開

JOC スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

原則	審査項目	審査項目	自己説明	証憑書類
[原則3] 組織運営等に 必要な規程 を整備すべ きである。	11	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	(1) 役職員倫理規程等各種規程等を整備している。	<ul style="list-style-type: none"> ・役職員倫理規程 ・加盟団体規程
	12	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	(1) 定款をはじめ、各種規程等を整備している。	<ul style="list-style-type: none"> ・定款(前出) ・事務局規程 ・加盟団体規程 (前出) ・役職員倫理規程 (前出) ・リスク管理規程 ・服務規程
	13	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	(1) 事務局運営に必要な各種規程を整備している。	<ul style="list-style-type: none"> ・理事職務権限規程 (前出) ・役員等の個人情報に関するプライバシーポリシー ・プライバシーポリシー ・安全管理措置に関する公表事項 ・個人番号及び特定個人情報取扱規程 ・懲戒規程 ・利益相反ポリシー ・通報相談処理規程 ・情報セキュリティ基本方針 ・利益相反マネジメント規程
	14	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	(1) 各種規程を整備している。	<ul style="list-style-type: none"> ・役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 ・役員等旅費規程 ・職員旅費規程 ・オリンピック競技大会等旅費規程
	15	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	(1) 定款第3章において、JOCの資産及び会計について定めているほか、会計処理規程、資金運用規則等各種規程を整備している。	<ul style="list-style-type: none"> ・定款 (前出) ・会計処理規程 (前出) ・資金運用規則 (前出) ・特定費用準備資金取扱規程 (前出)

JOC スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

原則	審査項目	審査項目	自己説明	証書類
<p>[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。</p>	16	<p>(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか</p>	<p>(1) ・特定費用準備資金等取扱規程を整備している。 ・JOC新マーケティング基本方針に則り、HPにてJOCマーケティングプログラムについて公表している。 ・TEAM JAPANマークガイドラインを策定し、チームエンブレムマークをはじめとする各種マーク等の使用基準を含めた基本デザイン要素の使い方を記述している。 ・IOCの定めるガイドライン等に則って、オリンピックに関する知的財産の保護、日本代表選手等の肖像利用についてのマーケティングガイドラインを作成し、周知を行っている。</p>	<p>・特定費用準備資金等取扱規程（前出） ・事務局規程（前出） ・会計処理規程（前出） ・資金運用規則（前出） ・JOC新マーケティング基本方針 ・JOC公式HP https://www.joc.or.jp/about/marketing/partnership_program.html ・TEAM JAPANマークガイドライン ・オリンピック等の知的財産の使用に関するガイドライン</p>
	17	<p>(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること</p>	<p>(1) ・選手団編成について、編成方針を理事会に諮り、HPなどに掲載するとともに以下のプロセスにより承認する。なお、オリンピック競技大会等派遣規程について、大会前の事務説明会、監督会議にて不服申立を含め説明するとともにハンドブックに掲載し、情報共有している。 ①大会開催に合わせて日本代表選手団編成方針を理事会にて承認を得たのち、対象NFに伝える。 ②各NFはIF・AF等または大会レギュレーションに沿い、日本代表選手団選考方法を決定し、本会に提出する。 ③本会では強化部が窓口となり、選考方法の透明性や平等性を確認し、各NFとの個別折衝を行い、選手団数（役員・選手）を確定する。 ④NFは相互に確認した選考方法に則り、選手・役員を承認し、本会に推薦する。 ⑤本会では推薦書に基づき、オリンピック憲章並びに本会選手団派遣規程の沿い、理事会にて選手団を承認する。 (2) ・加盟団体規程において、加盟団体に対してアスリートの権利保護や代表選手選考の判断基準を客観化し、その透明性を高めることを求めている。 ・アスリート委員会を設置して、アスリートの権利保護を図っている。 ・役職員倫理規程第3条において差別の禁止を定めているほか、通報処理相談規程等において、アスリートの権利保護に関する体制を整備している。 ・加盟団体規程第9条において加盟団体が「アスリートの権利利益を保護し、及び心身の安全を確保すること」を求めている。 (3) 選手選考に関する規程の策定に関しては、理事会にて諮っており、公平かつ合理的な過程で実施している。</p>	<p>・オリンピック憲章規則27、28付属細則2.1 ・国際総合競技大会派遣規程 ・公式服装着用規程 ・競技者の不服申立について ・国際総合競技大会等派遣規程.選手等誓約書 ・加盟団体規程（前出） ・アスリート委員会規程（前出） ・通報相談処理規程（前出）</p>
	18	<p>(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること</p>	<p>(1) JOCは統括団体であり、各競技の審判員を選考する立場にないことから、本項目については適用なし。</p>	
	19	<p>(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること</p>	<p>(1) 弁護士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、外部コンサルタントからのサポートを日常的に得られる体制を整備している。 (2) 年1回以上の役職員向けコンプライアンス研修を実施することにより、必要な法的知識を身に付けることができるようにしている。また、各部署においても、日常的に専門家に相談することができる体制を整備し、問題の早期発見及び対処を実施すると共に、法的知識の向上に努めている。</p>	<p>・本会役員名簿（弁護士並びに公認会計士の記載）（前出） ・顧問契約書（辻居弁護士） ・OAG税理士法人契約書 ・OAG社会保険労務士法人_業務委託契約書</p>

JOC スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

原則	審査項目	審査項目	自己説明	証憑書類
[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	20	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	(1) 倫理委員会はコンプライアンスを担う独立委員会として設置し、年1回以上は定期的に開催している。 (2) 役職員倫理規程において、倫理委員会の役割や権限事項を明確に定め、コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等を組織的、継続的に実践している。 (3) 倫理委員会の構成員に、女性委員を配置している。	・役職員倫理規程（前出） ・倫理委員会規程 ・令和5・6年度倫理委員会名簿 ・倫理委員会議事録（4年分）
	21	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	(1) 倫理委員会の構成員には弁護士、学識経験者が含まれている。	・倫理委員会委員名簿（弁護士の記載）（前出）
[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	22	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) ・役職員倫理規程において役職員の法令遵守について定め、周知を行っている。 ・2024年11月12日に本会理事会で議論された「トランスジェンダー&性分化疾患(DSD) 選手に関するJOCの勉強会」を役員主導で役職員に実施した。 ・今年度は、役職員に対するコンプライアンス研修として、スポーツ団体ガバナンスコードの概要説明とオリンピック憲章の改正ポイントとその意図の研修会を実施予定。 ・今後も、役職員向けのコンプライアンス研修を、年1回以上計画的に実施する。	・役職員向けのコンプライアンス教育の実施計画（2024年度） ・トランスジェンダー（TG）&性分化疾患（DSD）勉強会 実施要項
	23	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) ・アスリートアカデミーにおいて、アスリートを対象とした年8回の研修のうち、少なくとも1回は受講することを義務付けている。内容は、主に人間力の強化に関するコンプライアンス研修動画とすることを検討している。 ・令和6年11月11日のコーチ会議において、強化コーチを対象としたコンプライアンス研修を実施した。	・令和6年11月11日コーチ会議開催要項 ・令和6年11月11日コーチ会議資料 ・アスリートアカデミーNF説明会(研修概要)
	24	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) JOCは各競技の審判員に対してコンプライアンス教育を実施する立場にはないため、本項目は適用しない。	

JOC スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

原則	審査項目	審査項目	自己説明	証書類
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	25	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	(1) 定期的な検証は、ガバナンスコードの自己評価の際に各種規程を確認するとともに年1回（都度、必要に応じて）規程の改訂を行っている。 (2) 弁護士、税理士、公認会計士、外部コンサルタントからの日常的なサポートを受けられる体制は整備されている（顧問弁護士、週2回の弁護士駐在、コンサルティング会社からの駐在）。	・定款（前出） ・顧問弁護士契約書（前出） ・OAG税理士法人契約書（前出） ・NF総合支援センター運営規程 ・弁護士契約書（TMI駐在） ・顧問契約書（辻居弁護士）（前出） ・OAG社会保険労務士法人_業務委託契約書（前出）
	26	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	(1) 会計に関する取引を正確、迅速に処理し、財政状態及び正味財産増減並びにキャッシュフローの状況を報告すること、事業活動の計数的統制とその能率的運営を図るための規程を整備し、公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づき、業務を進めている。 (2) 本会の目的を理解し、その達成に向け尽力するに十分な識見と能力を満たしているものを監事として選任している。 (3) 年間11日間の監査法人（延べ59名）による監査を受け、取引の検証、内部統制の評価を受けているほか、必要に応じて補助事業主の監査、関係省庁の実地検査、公益認定等委員会による立ち入り検査を受けている。	・定款（前出） ・会計処理規程（前出） ・資金運用規則（前出） ・特定費用準備金等取扱規程（前出） ・役員候補者選考方法等に関する規程（前出） ・独立監査人の監査報告書 ・監事による監査報告書 ・役員名簿（監事名簿）（前出）
	27	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	(1) 国費補助金等（JSCからの助成金を含む競技力向上事業等）に関して、NF総合支援センターにて監査法人と契約し、NFに対する予防的監査、役職員への研修、会計実務に対する助言・指導並びに業務支援を通じて、補助金・助成金等の適正利用及び会計業務に係る管理体制の整備を図っている。 ・日本スポーツ振興センターの助成金については、第一次的な受給事業者は本会であるもの、実際に当該助成金を受給・活用するのは本会加盟団体であることから、加盟団体向けのガイドラインを作成し、会計処理が円滑に採り進められるよう指針を示している。	・令和6年度競技力向上事業及び民間スポーツ振興費等補助事業実施要項 ・選手強化NF事業補助金等適正使用ガイドライン ・NF総合支援センター運営規程（前出）
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	28	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	(1) 法令上求められている資料のほか、内閣府が示す事業計画書等の開示並びにNF総合支援センター運営規程第3条に基づく情報公開を行っている。	・令和5年度事業報告 ・令和5年度決算報告書類 ・令和6年度事業計画 ・令和6年度収支予算書
	29	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	(1) 選手団編成について、編成方針を理事会に諮り、編成方針及び実際に編成された選手団をHPなどに掲載し公表している。 なお、オリンピック競技大会等派遣規程について、大会前の事務説明会、監督会議にて不服申立を含め説明するとともにハンドブックに掲載し、情報共有している。	・FISUワールドユニバーシティゲームズ（2021/成都）報告書 ・第19回アジア競技大会（2022/杭州）報告書 ・第2回東アジアユース競技大会（2023/ウランバートル）_報告書 ・第4回ユースオリンピック冬季競技大会（2024/江原道）ハンドブック ・第33回オリンピック競技大会（2024/パリ）ハンドブック
	30	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	(1) 毎年、年内最後の理事会（原則、11月）において、JOCのガバナンスコードの遵守状況（自己説明）を承認し、HPで公表している。なお、当該遵守状況に関しては、担当弁護士及び担当役員との確認を経て、各理事からも意見聴取したのち、理事会にて諮っている。	（様式5）自己説明用書式 R5年度 JOC <公開データ> 20231218.pdf

JOC スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

原則	審査項目	審査項目	自己説明	証拠書類
[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	31	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	(1) 会計処理規程において、契約金額その他契約の性質に応じた契約手続を定めており、当該手続を通じて、重要な契約に関して慎重な検証を行っている（第31条から第38条）。また、役職員倫理規程第4条第1項において「役職員は、公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用してあっせん、強要をし、また、不当に自己の利益を図ってはならない」とし、不当な行為を防止している。 (2) 利益相反マネジメントポリシー、利益相反マネジメント規程を策定し、同規程に基づき設置した利益相反マネジメント委員会による管理を含め、同ポリシー及び同規程に基づいて利益相反を適切に管理している。	・役職員倫理規程（前出） ・会計処理規程（前出） ・利益相反マネジメントポリシー（前出） ・利益相反マネジメント規程（前出）
	32	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	(1) 利益相反マネジメントポリシーを策定している。	・利益相反マネジメントポリシー（前出）
[原則9] 通報制度を構築すべきである	33	(1) 通報制度を設けること	(1) 通報相談処理規程により、JOC強化指定選手、JOCが委嘱する強化スタッフ、JOC並びに加盟団体の役職員等が利用できる通報相談窓口を設置し、HP等において周知を行っている。 (2) 通報相談処理規程において、相談内容に関する守秘義務を定めている（第3条及び第5条）。 (3) 通報相談処理規程において、情報管理に関する定めを設けた上で（第5条第5項）、情報管理を徹底している。 (4) 通報相談処理規程において、相談者に対する不利益な取り扱いを禁じている（第10条）。 (5) 役職員に対して、コンプライアンス研修などを通じて、通報に関する意識づけを周知している。	・通報相談処理規程（前出）
	34	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	(1) 通報相談窓口は外部の弁護士となっており、また、通報内容を処理する倫理委員会は弁護士、学識経験者がメンバーに含まれている。通報相談処理規程に基づく通報相談体制を整備するにあたっては、弁護士にも相談した。	・通報相談窓口利用案内 ・通報相談処理規程 ・倫理委員会委員名簿（前出）
[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	35	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	(1) ・懲戒規程において、違反行為、適用範囲、処分の種類・内容、処分に至るまでの手続を定めている（第2条から第4条、第8条から第12条）。 ・選手及び選手団役員の処分に関しては、「日本代表選手団（TEAM JAPAN）行動規範」及び「国際総合競技大会における日本代表選手団（TEAM JAPAN）公式服装着用規程」において違反行為を定めるとともに、国際総合競技大会派遣規程において、適用範囲、処分の種類・内容、処分に至るまでの手続を定めている（第11条及び第12条）。 (2) 懲戒規程を周知することで、各手続を周知している。 (3) 懲戒規程において、弁明の機会を付与しなければならないと定めている（第9条）。 (4) 懲戒規程において、処分決定を通知する際に、処分対象者、処分の内容、処分対象行為、処分の理由及び不服申立手続の可否と期限を記載した書面で通知する旨を定めている（第10条）。	・定款（前出） ・役職員倫理規程（前出） ・リスク管理規程（前出） ・倫理委員会規程（前出） ・服務規程（前出） ・懲戒規程（前出） ・リスク管理ガイドライン
	36	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	(1) 処分審査を行う倫理委員会には、弁護士、学識経験者という中立性、専門性を有するメンバーが含まれている。	・定款（前出） ・役職員倫理規程（前出） ・リスク管理規程（前出） ・服務規程（前出） ・倫理委員会規程（前出） ・倫理委員会委員名簿（前出） ・懲戒規程（前出） ・リスク管理ガイドライン（前出）

JOC スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

原則	審査項目	審査項目	自己説明	証憑書類
[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	37	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるように自動応諾条項を定めること	(1) 競技に関してJOCが決定する事項に対して競技者が不服申し立てを行う場合は、日本スポーツ仲裁機構の規則に従った仲裁または調停により解決されることとすること（自動応諾条項）を規程で定めている（「競技者の不服申立について」、懲戒規程第12条）。 (2) 自動応諾につき、JOCが競技に関して行うあらゆる決定を対象に含めている。 (3) 申立期間について制限は設けていない。	・競技者の不服申立について ・懲戒規程第12条（前出） ・国際総合競技大会派遣規程（前出）
	38	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	(1) 懲戒規程第10条に基づく処分決定の書面通知の際に、不服申立手続の可否と期限を記載することになり、その際にスポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知する。	・リスク管理ガイドライン（前出） ・懲戒規程（前出）
[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	39	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	(1) 緊急事態への対応は、専務理事をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとることをリスク管理規程第7条で規定している。 (2) リスク管理規程及びリスク管理ガイドラインを策定している。 (3) リスク管理規程及びリスク管理ガイドラインを定め、危機管理に関する各種手続き等を定めており、不祥事対応の一連の流れを含んでいる。リスク管理ガイドラインにおいて、対応フローを図式化し、視覚的に分かりやすい内容にしている。 (4) 不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れはリスク管理ガイドラインに記載している。	・リスク管理規程（前出） ・リスク管理ガイドライン（前出） ・JOC事務局緊急時連絡体制
	40	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	(1) ・仮に不祥事が発生した場合には、懲戒規程等に基づき事実調査、原因究明、責任者の処分を行うこととなり、これらの手続及び再発防止策の提言を含む一連の流れは、リスク管理ガイドラインにおいて整理しており、これらに沿って速やかに体制を構築し対応している。 (2) 実際の対応においては、適宜専門家のアドバイスを受けながら対応する想定である。	・リスク管理規程（前出） ・リスク管理ガイドライン（前出）
	41	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	(1) 本会では、過去4年間において、不祥事に伴う外部調査委員会は設置していない。	・倫理委員会規程（前出） ・倫理委員会委員名簿（前出） ・リスク管理ガイドライン（前出）

JOC スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

原則	審査項目	審査項目	自己説明	証書類
<p>[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。</p>	42	<p>(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと</p>	<p>(1) 加盟団体規程において、加盟団体の権利及び義務を定めるとともに（第3条から第9条）、本会による加盟団体の監督に関する定めを設けることで（第13条から第16条）、加盟団体との間の権限関係を明確にしている。</p> <p>(2) 及び (3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟団体規程において本会による加盟団体の監督に関する定めを設け（第13条から第16条）、これに基づいて加盟団体に対する指導及び助言を行っている。加盟団体に対しては、本会に設置するNF総合支援センターを通じて、法務、会計等の観点から支援を行っている。JSCからの助成金を用いて、加盟団体に対する資金的な助成も行っている。 ・NF総合支援センターの法務サポートを通じて、加盟団体に対するガバナンス構築支援も行っている。また、JSPO・JPSAとともに、スポーツ団体向けガバナンスコードの適合性審査を実施し、運営状況を把握するとともに必要に応じて上記法務サポートを通じて規程の整備や運営方法のアドバイスを実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加盟団体規程（前出） ・NF総合支援センター運用規程（前出） ・ガバナンスコード適合性審査運用規則 ・ガバナンスコード 適合性審査委員会設置要項 ・ガバナンスコード適合性審査予備調査チーム設置要項 ・ガバナンスコード適合性審査結果通知及び情報公開に関する規則 ・ガバナンスコード適合性審査フォローアップ要領
	43	<p>(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと</p>	<p>(1) 各種会議や研修会を通じてNFへの情報提供を行うとともに、NF総合支援センターを通じて法律、会計等のサポートを実施している。</p> <p>①NF総合支援センター研修業務 （会計処理研修会：役員向け、実務職員向け：直近2023年8月） （法務サポート研修会：第1回（2024/6/24）、第2回（2024/10/24）含め年4回開催予定）</p> <p>②NF会長会議（年1回程度：直近 2023年11月実施。次回令和6年度中に実施予定）</p> <p>③NF専務理事等会議（年2回程度：直近2024年7月実施。次回2024年12月20日に実施予定）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・NF総合支援センター運用規程（前出） ・役員向けのコンプライアンス教育の実施計画（2024年度）（前出） ・【開催案内】令和5年度加盟団体会長会議 ・【開催案内】令和6年度加盟団体専務理事等会議